

原管発官 R2 第 52 号
令和 2 年 6 月 8 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小 早 川 智 明

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき，下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 59 年 11 月 1 日付 59 資庁第 12588 号をもって認可を受け，昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号，昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号，昭和 60 年 9 月 18 日付 60 資庁第 11641 号，昭和 62 年 6 月 29 日付 62 資庁第 4304 号，昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号，平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号，平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号，平成元年 11 月 7 日付元資庁第 13292 号，平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号，平成 3 年 11 月 1 日付 3 資庁第 11371 号，平成 4 年 9 月 25 日付 4 資庁第 9740 号，平成 5 年 5 月 17 日付 5 資庁第 1424 号，平成 5 年 9 月 22 日付 5 資庁第 9767 号，平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号，平成 7 年 9 月 5 日付 7 資庁第 8715 号，平成 7 年 11 月 22 日付 7 資庁第 11868 号，平成 8 年 6 月 14 日付 8 資庁第 6100 号，平成 8 年 6 月 25 日付 8 資庁第 7478 号，平成 8 年 9 月 25 日付 8 資庁第 9733 号，平成

9年1月31日付平成09・01・09資第08号,平成9年4月7日付平成09・03・13資第30号,平成9年9月30日付平成09・07・22資第16号,平成10年10月29日付平成10・09・04資第5号,平成11年8月18日付平成11・07・23資第20号,平成11年12月14日付平成11・11・05資第17号,平成12年6月12日付平成12・05・19資第4号,平成13年1月5日付平成12・08・31資第15号,平成13年3月12日付平成13・02・15原第23号,平成13年3月30日付平成13・03・23原第18号,平成13年10月10日付平成13・09・11原第5号,平成13年12月21日付平成13・12・06原第2号,平成14年3月18日付平成14・02・22原第10号,平成14年5月7日付平成14・03・28原第1号,平成14年6月20日付平成14・06・05原第13号,平成14年8月28日付平成14・07・12原第9号,平成14年9月27日付平成14・08・29原第12号,平成14年10月30日付平成14・10・18原第16号,平成15年5月8日付平成15・04・07原第6号,平成15年7月23日付平成15・06・30原第50号,平成15年10月22日付平成15・09・25原第4号,平成15年12月17日付平成15・11・17原第11号,平成16年5月24日付平成15・12・24原第26号,平成16年6月18日付平成16・05・28原第38号,平成16年10月27日付平成16・08・27原第3号,平成17年4月4日付平成17・03・16原第4号,平成17年7月27日付平成17・07・12原第8号,平成17年9月16日付平成17・09・01原第7号,平成17年12月20日付平成17・12・06原第6号,平成18年2月22日付平成18・01・27原第17号,平成18年7月18日付平成18・06・30原第21号,平成19年3月19日付平成19・03・05原第11号,平成19年7月9日付平成19・06・22原第10号,平成19年8月31日付平成19・07・31原第18号,平成19年10月16日付平成19・09・28原第44号,平成19年12月13日付平成19・09・28原第40号,平成19年12月13日付平成19・11・30原第15号,平成19年12月25日付平成19・12・14原第11号,平成20年4月17日付平成20・04・03原第14号,平成20年6月17日付平成20・05・29原第19号,平成20年8月22日付平成20・07・11原第28号,平成20年10月24日付平成20・10・10原第8号,平成20年12月12日付平成20・10・31原第14号,平成21年2月12日付平成21・01・28原第12号,平成21年11月25日付平成21・10・30原第11号,平成22年1月22日付平成21・12・16原第9号,平成22年6月14日付平成22・05・26原第3号,平成23年5月6日付平成23・04・08原第31号,平成23年5月11日付平成23・04・21原第7号,平成23年11月18日付平成23・10・07原第34号,平成24年1月13日付平成23・12・13原第16号,平成24年9月6日付20120720原第27号,平成25年7月5日付原管B発第1307054号,平成25年8月12日付原管B発第1308121号,平成25年12月11日付原管B発第1312111号,平成26年12月5日付原規規発第1412052号,平成27年6月12日付原規規発第1506123号,平成27年9月14日付原規規発第1509142号,平成28年1月7日付原規規発第1601078号,平成28年3月3日付原規規発第1603034号,平成28年3月24日付原規規発第16032418号,平成28年12月5日付原規規発第1612052号,平成30年9月19日付原規規発第18091910号,令和2年2月27日付原規規発第

2002272号及び令和2年5月26日付原規規発第2005265号で変更認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、下線は含まない。）。

2. 変更の理由

(1) 柏崎刈羽原子力発電所7号炉の大物搬入建屋建替に伴う変更

7号炉の大物搬入建屋建替に伴い、関連する次の管理区域図及び保全区域図の変更を行う。

添付2（第93条及び第94条関連）

添付3（第98条関連）

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

(2) 添付2の「柏崎刈羽原子力発電所管理区域全体図」、「5・6・7号機全体図」及び「7号機原子炉建屋2階、1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。







(3) 添付3の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は、保全区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

別 添

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

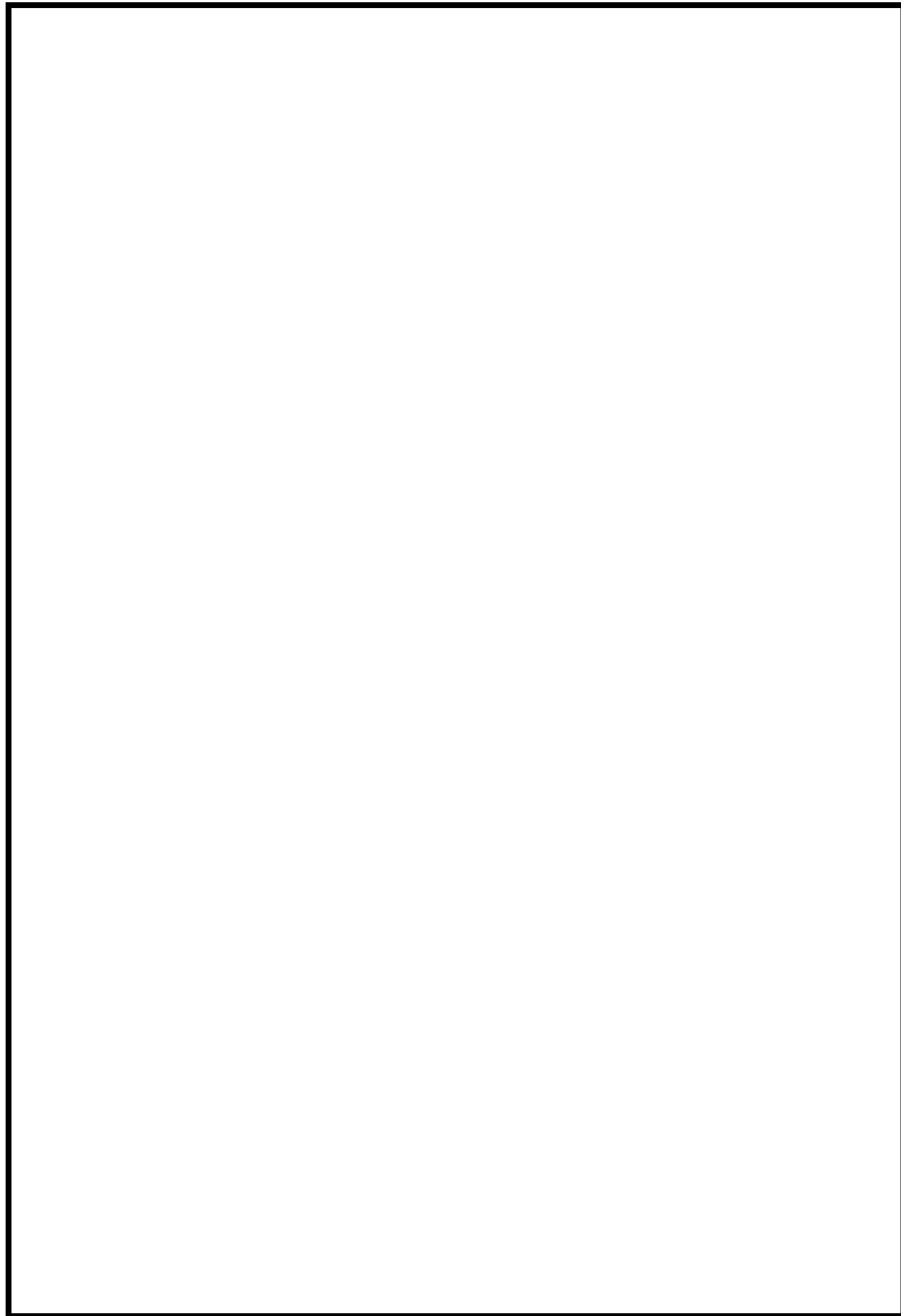
変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">添付2 管理区域図</p> <p style="text-align: center;">(第93条及び第94条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p>管理区域※1</p> <p>汚染のおそれのない管理区域</p> <p>管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第94条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p style="text-align: center;">添付2 管理区域図</p> <p style="text-align: center;">(第93条及び第94条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p>管理区域※1</p> <p>汚染のおそれのない管理区域</p> <p>管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第94条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所7号炉の大物搬入建屋建替に伴う変更 (このページは変更なし)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前

変更後

備考



柏崎刈羽原子力
発電所 7号炉の
大物搬入建屋建
替に伴う変更

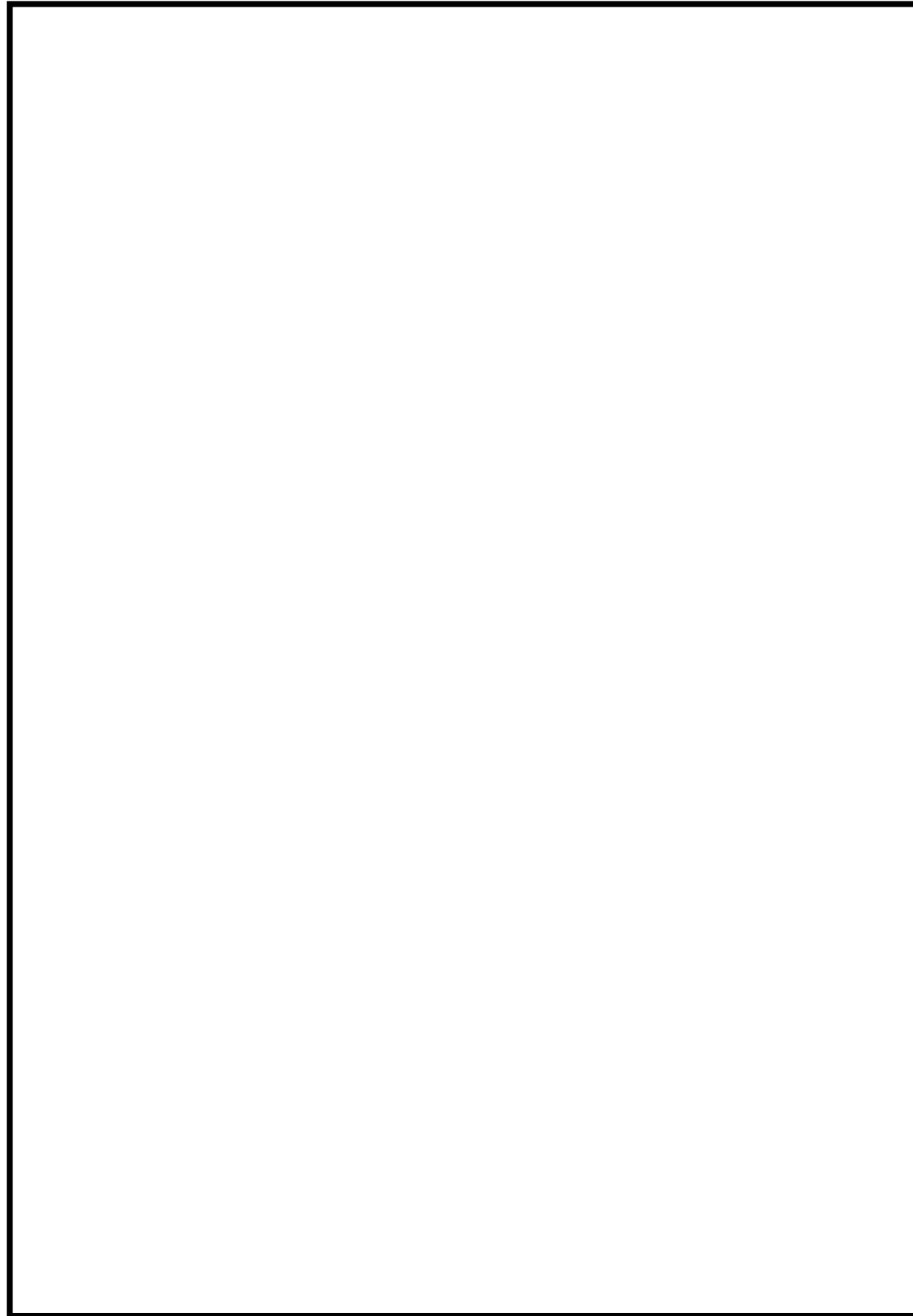
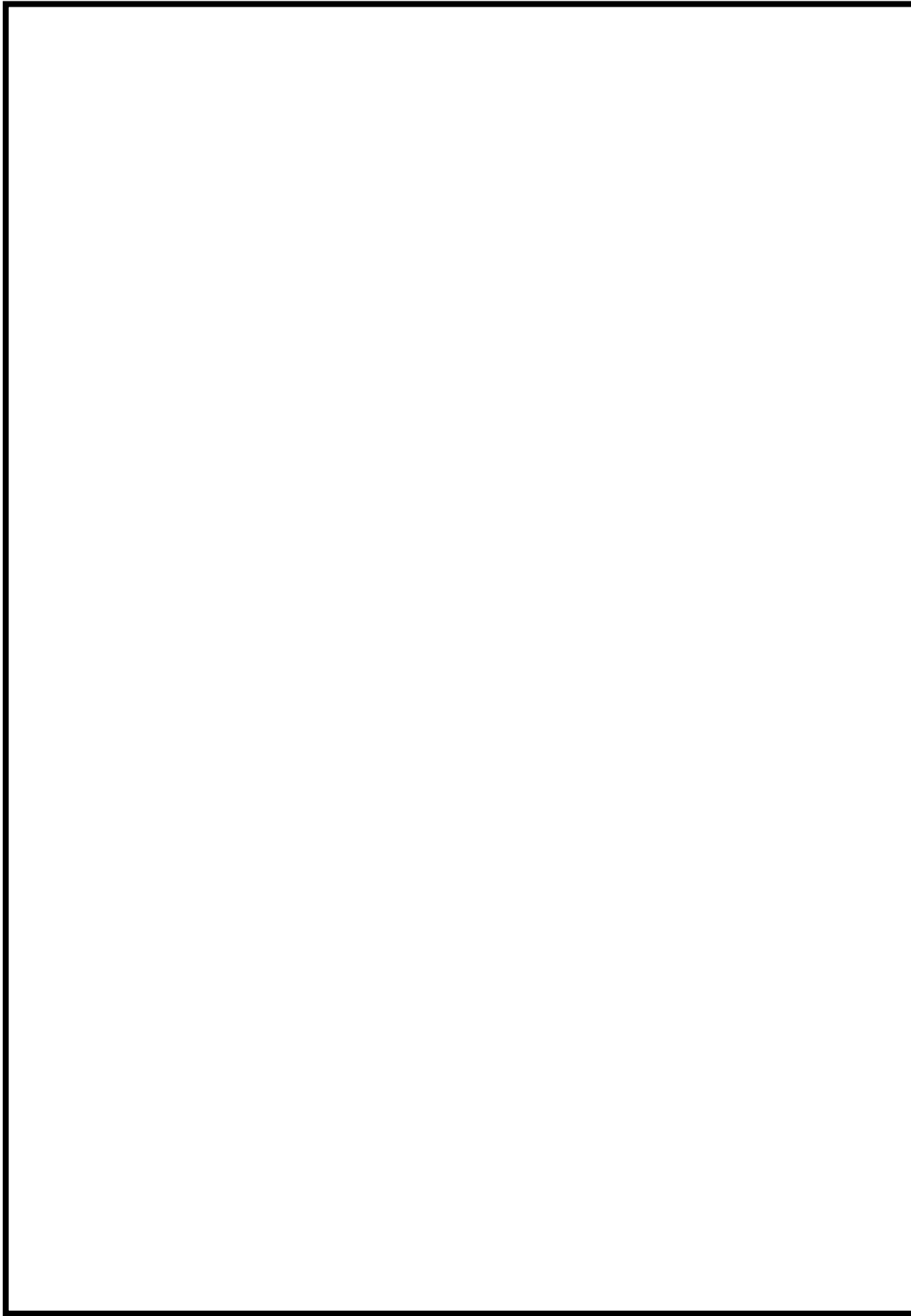
枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前

変更後

備考



柏崎刈羽原子力
発電所7号炉の
大物搬入建屋建
替に伴う変更

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

変 更 前	変 更 後	備 考
		柏崎刈羽原子力 発電所7号炉の 大物搬入建屋建 替に伴う変更

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付3 保 全 区 域 図 (第98条関連)</p>	<p>添付3 保 全 区 域 図 (第98条関連)</p>	<p>柏崎刈羽原子力 発電所7号炉の 大物搬入建屋建 替に伴う変更 (このページは 変更なし)</p>

枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前

変更後

備考

--

--

柏崎刈羽原子力
発電所7号炉の
大物搬入建屋建
替に伴う変更

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<u>令和2年5月26日 原規規発第2005265号</u>） （施行期日） 第1条 この規定は、<u>令和2年6月5日から施行する。</u> <u>2. 第4条及び第5条に規定するモバイル設備管理グループ及びコンフィグレーションマネジメントグループについては、令和2年6月15日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<u>令和 年 月 日 号</u>） （施行期日） 第1条 この規定は、<u>原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u> <u>2. 添付2の「柏崎刈羽原子力発電所管理区域全体図」、「5・6・7号機全体図」及び「7号機原子炉建屋2階、1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> <u>3. 添付3の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は、保全区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>（省略）</p>	